

| | |
|--|--|
| | <p>◆ 市町村が認定を受けた子どもが保育所等を利用できたのか、虐待事例等の優先的に利用確保されるべき子どもが保育所等を利用できたのか、把握することができるようにするため、保育所等は利用者と公的保育契約を締結した後、市町村にその旨を報告する仕組みが考えられる。</p> |
|--|--|

3 優先的に利用確保されるべき子どもについて

| 項目 | 論点及び意見 |
|----------------------------------|---|
| ○ 優先的に利用確保すべき子どもに対する保育保障の具体的な仕組み | <p>◎ <u>優先的に利用確保すべき子どもに対して、保育を保障する具体的な仕組みとして、次のような複数の類型が考えられる。</u></p> <p>① <u>市町村が優先的に利用確保すべき子どもを認定するとともに、受け入れ可能な保育所等を斡旋。斡旋を受けた保育所等は、優先受入義務を踏まえて、定員の弾力化の活用等により当該子どもを受け入れる仕組み</u></p> <p>② <u>各保育所等それぞれの状況を踏まえつつ、各保育所等に優先的に利用確保すべき子どものための一定の枠を設け、随時、優先的に利用確保すべき子どもが新たに利用できるよう、当該枠はそれ以外の子どもが活用できないようにする仕組み（必要に応じ、市町村は保育所等を斡旋→保育所等は優先受入義務を踏まえ受入れ）</u></p> <p>③ <u>保育所等があらかじめ定める受入れ決定（選考）の客観的な基準において「何らかの順位付け」を行う際、優先的に利用確保すべき子どもについては高順位として取り扱う仕組み</u> <u>市町村は、保育所等があらかじめ定める受入れ決定（選考）の客観的な基準において、優先的に利用確保すべき子どもについて「何らかの順位付け」を行うべき旨を規定したガイドラインを示す。</u></p> <p>◎ <u>優先的に利用すべき子どもに対する保育保障の具体的な仕組みを検討するに当たっては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急の必要性が高い子どもたちが申し込んできたときに、受入れができるような定員のあり方</u> ・ <u>一部の保育所等に優先的に利用すべき子どもが集中した場合などにおける市町村による調整</u> <p><u>について考慮することが必要。</u></p> |

- ◆ 優先的に利用確保すべき子どもに対して、保育を保障する具体的な仕組みとして、次のような複数の類型が考えられる。
- ① 市町村が優先的に利用確保すべき子どもを認定するとともに、受け入れ可能な保育所等を斡旋。斡旋を受けた保育所等は、優先受入義務を踏まえて、定員の弾力化の活用等により当該子どもを受け入れる仕組み
 - ② 各保育所等それぞれの状況を踏まえつつ、各保育所等に優先的に利用確保すべき子どものための一定の枠を設け、随時、優先的に利用確保すべき子どもが新たに利用できるよう、当該枠はそれ以外の子どもが活用できないようにする仕組み（必要に応じ、市町村は保育所等を斡旋→保育所等は優先受入義務を踏まえ受入れ）
 - ③ 保育所等があらかじめ定める受入れ決定（選考）の客観的な基準において「何らかの順位付け」を行う際、優先的に利用確保すべき子どもについては高順位として取り扱う仕組み
- 市町村は、保育所等があらかじめ定める受入れ決定（選考）の客観的な基準において、優先的に利用確保すべき子どもについて「何らかの順位付け」を行うべき旨を規定したガイドラインを示す。
- 緊急の必要性が高い子どもたちが申し込んできたときに、定員とは別枠で優先的に利用する人たちの受入れ枠を確保する必要がある。
 - 予め優先すべき子どもと保護者の受入れ先を具体化するために、行政が保護者と保育所の調整等を担保する仕組みが必要。
 - 優先的に利用確保されるべき子どもに対する保育の確保について、各保育園側の体制も重要。要望に応じすぐに体制を調整をすることは難しく、各保育所ごとでみれば一定の限界があるため、対象者数によっては対応は困難。こうした場合に、地方自治体が責任を持って（セーフティーネットとして）受け入れ確保について調整することも必要。
 - 一部の保育所にとくに支援が必要な家庭が集中しないような配慮が必要。
 - 市町村が保育所等を斡旋した場合、受け入れ側の保育所等は定員の弾力化を活用して受け入れることを基本にすべき（初めから定員の一定割合を空けておく場合は、職員配置など保育所等の運営に対する支援措置を講じることが必要）。
 - 「ひとり親や虐待、障害等の課題」等については優先入所を法律及び政令等で規定する。

| | |
|-------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用申請者の優先度については、応諾義務を法的に明記する。 ○ <u>両親が病気の場合、児童養護施設に措置することもあるが、保育所に入所させる場合の前提は、夜は誰かが保護しなければならず、保育所以外の時間帯の見極めが必要。</u> |
| <p>○ 虐待事例の子ども</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ <u>虐待事例の子どもについては、児童虐待防止の観点から、速やかに、かつ、確実に保育所等を利用できるようにすべきであり、「①」の類型を基本に考えることが適当。</u></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 虐待事例の子どもについては、児童虐待防止の観点から、速やかに、かつ、確実に保育所等を利用できるようにすべきであり、「①」の類型を基本に考えることが適当ではないか。 ○ 虐待事例について、利用勧奨と児童養護施設への措置の間に、保育についての措置を復活させることを検討すべき。 ○ 虐待事例については、要保護児童対策地域協議会という機関がコーディネート的な役割を果たしている状況。また、児童相談所から一筆入れてもらうことで、実際には制限をかけている。 ○ 虐待事例は市町村がどこの保育園に入るかの斡旋・決定までしていくべき。虐待の子どもは保護者や子どもへのケアが非常に重要なため、何人も同じ保育園というところは調整する必要。 ○ 斡旋だけではなく、保護者に対して利用を勧奨する、勧告するという仕組みもしっかりと担保しておくことが大事。 ○ 虐待事例の場合、民生・主任児童委員や乳児家庭全戸訪問事業などとも連携しつつ、社会的養護の視点も踏まえて、何らかの措置的な対応を検討する必要。 ○ 社会的養護の関係機関との連携と適切な判断による利用、さらにソーシャルワークができる保育士等の配置が必要。十分なケースカンファレンスの体制整備が必要。 |
| <p>○ 母子家庭及び父子家庭の子ども</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ <u>ひとり親家庭の子どもについては「③」の類型を基本に考えることが適当。</u></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「①」及び「②」の類型の優先の効果が非常に強いことを踏まえれば、「③」の類型を基本に考えることが適当ではないか。 |

| | |
|---|--|
| | <p>○ 例えばダブルワークは多分就労証明に入っていないなど、いろいろなところで負担を持っていることを勘案した上で、ひとり親家庭の人たちの優先順位を考えることが必要。</p> |
| <p>○ 市町村が個別に判断する類型</p> | <p>◎ <u>虐待事例又は母子家庭及び父子家庭に準じて、家庭や地域の実情に応じ、優先的に利用確保する仕組みを活用することが適当な事例も想定され得ることから、市町村が個別に判断できる類型も設ける。</u> <u>この場合、市町村が個別に判断することにより、「①」～「③」の類型を活用。</u></p> <p>◆ <u>虐待事例又は母子家庭及び父子家庭に準じて、家庭や地域の実情に応じ、優先的に利用確保する仕組みを活用することが適当な事例も想定され得ることから、市町村が個別に判断できる類型もあった方がよいのではないか。</u> <u>この場合、市町村が個別に判断することにより、「①」～「③」の類型を活用することが考えられる。</u></p> |
| <p>○ 優先的に利用確保されない子どもの保育利用に対する「何らかの順位付け」について</p> | <p>◎ <u>需要が供給を上回っている場合においては、優先的に利用確保すべき子ども以外の子どもについて、保育所等の受入れ決定（選考）の段階で、「何らかの順位付け」を行うことが適当。「何らかの順位付け」を行う場合は、詳細な順位決定は行わず、大括りの制度にすることが適当（例えば、フルタイム勤務者の子どもと短時間勤務者の子ども）。</u></p> <p>◎ <u>市町村は保育所等の受入れ決定（選考）の客観的な基準における「何らかの順位付け」に関するガイドラインを示す。</u></p> <p>◎ <u>一方、供給が需要を上回っている場合は、受入れ体制が限られている場合（休日・早朝・夜間就労等）や、兄弟姉妹が同時に利用を希望している場合等を除き、原則として、保育所等の受入れ決定（選考）においては、「何らかの順位付け」を設けない。</u></p> <p>◎ <u>優先的に利用確保されない子どもの保育利用に対する「何らかの順位付け」を検討するに当たっては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公的保障のある仕組みであり、どのような保育所であっても障害児や低所得世帯の子どもの受入れを拒否してはならず、その上で、社会福祉法人立の保育所には更なる福祉的配慮が行われることを期待</u> ・ <u>フルタイム勤務を希望しながらパートタイムの労働者や育休明けに短時間勤務を利用する者等は現行では優先順位が高くない場合が見られるので、これらの者の受入れについても配慮が必要</u> <u>といった意見も考慮して検討。</u> |

- ◆ 需要が供給を上回っている場合においては、市町村が認定する優先的に利用確保すべき子ども以外の子どもについて考えると、利用者が様々な事情を有することを踏まえれば、保育所等の受入れ決定（選考）の段階で、「何らかの順位付け」を行うことが適当かどうか。仮に「何らかの順位付け」を行う場合は、詳細な順位決定は行わず、大括りの制度にすることが適当ではないか（例えば、フルタイム勤務者の子どもと短時間勤務者の子ども）。
- 短時間勤務労働者の保育利用はぜひ実現したいが、なかなかフルタイム労働がない現実に鑑み、パートタイム労働者でもフルタイムと同じぐらいの優先順位で利用できるような配慮が必要。
- 今回の議論が将来ほぼ待機児童がないという姿を議論すると考えると、あまり過重な仕組みを作ることは慎重に判断すべき。（再掲）
- 「何らかの順位付け」については、需要が供給を上回っている場合、国が順位付けに関する指針を示した上で、市町村が具体的なガイドラインを作成し、個々の保育所等が実際の基準を定めることが求められる。その際、希望する保育所に入所できなかった利用者に対して、何らかの代替措置や不服申し立てを可能とすることを検討することが必要。
- 優先的に利用確保されない子どもの保育利用については、順位付けが必要。細かく基準を決めておかないと、保護者からの苦情の際に説明がしづらい。
- 「何らかの順位付け」については、待機になる場合も、第一希望以外の保育所に入る場合も、利用者への選考の結果の公表の観点から必要。
- 低所得世帯、障害児については、不適切な選別がないよう公正な選考を保障するため必要に応じて第三者を含めたコーディネート機能（入所選考委員会）を設ける。選考について公表を義務化する。
- 公的保障のある仕組みであるので、どんな保育所であっても障害児や低所得世帯の子どもについて入所を嫌がることはあってはならない。その上で、社会福祉法人立の保育所であれば、さらに福祉的配慮を期待しても良い。
- 育休からの復帰時に短時間勤務を使うと優先順位が低いため、0歳児のときにフルタイムで復帰せざるを得ない社員が増えている。短時間勤務であっても利用できる量の確保と申込みのしやすさ、予約の確かさも考慮願いたい。
- ◆ 仮に「何らかの順位付け」を行うとした場合、市町村は地域の実情を勘案し、保育所等の受入れ決定（選考）の客観

| | |
|--|---|
| | <p>的な基準における「何らかの順位付け」に関するガイドラインを示す対応が考えられる。</p> <p>① 保育所等が受入れ決定（選考）を行う場合、保育所等においては、あらかじめ当該ガイドラインに則った客観的な基準を定め、実際の受入れ結果等を公表する仕組みを設ける</p> <p>② 市町村又は市町村が関与した連絡協議会が利用者に対し保育所等を斡旋する場合、市町村（又は連絡協議会）はガイドラインに則った判断を行い、実際の斡旋の結果等を公表する仕組みを設ける。</p> <p>○ 保育所入所について保育所が説明責任を果たしていくためには、より具体的、個別明確なガイドラインを示していくことになると、横浜市、札幌市が設けている詳細な入所基準にだんだん近づいていく。</p> <p>◆ 一方、供給が需要を上回っている場合は、受入れ体制が限られている場合（休日・早朝・夜間就労等）や、兄弟姉妹が同時に利用を希望している場合等を除き、原則として、保育所等の受入れ決定（選考）においては、「何らかの順位付け」を設けないことで良いか。</p> <p>○ 地域全体では超過供給であっても、個別に対して優先順位のガイドラインのようなものが必要ないと言ってよいのかどうかは、やや疑問が残る。保育所側にどれくらい自由度があるかということにかかわる。</p> |
|--|---|

4 利用保障の範囲について

| 項目 | 論点及び意見 |
|----------------|--|
| ○ 3 歳未満の子どもの場合 | <p>◎ <u>1日当たりの標準的な利用保障の範囲としては、「長時間」（例えば11時間程度）と「短時間」（例えば6時間程度）とに区分することが考えられ、市町村がその旨の認定を行うこととなる。</u> <u>利用者は認定を受けた標準的な利用保障の範囲内で、多様なサービスメニューの中から現実に必要な量のサービスを利用することとなる。</u></p> <p>◎ <u>当該区分の認定は、保護者の働き方等を踏まえながら行うことが適当であるが、その際、できる限り利用者の希望が尊重されることが適当。</u></p> |

- ◎ 「長時間」か「短時間」かによって、公的な保障額も異なるとともに、利用者負担の額も異なることとなる。
- ◎ 標準的な利用保障の範囲（第1次報告での「保障上限量」）を超えて保育サービスを利用する場合の支援について、公的な保障の仕方（利用者が負担すべき範囲・程度）は、標準的な保障の範囲の場合とは区別して考えることが適当。
- ◎ 1週間当たりの標準的な利用保障の範囲としては、例えば、「週3日（又は週4日）以上」と「週2日（又は週3日）以内」とに区分することが考えられ、市町村がその旨の認定を行うこととなる。

- ◆ 1日当たりの標準的な利用保障の範囲としては、「長時間」（例えば11時間程度）と「短時間」（例えば6時間程度）とに区分することが考えられ、市町村がその旨の認定を行うこととなる。
利用者は認定を受けた標準的な利用保障の範囲内で、多様なサービスメニューの中から現実に必要な量のサービスを利用することとなる。
- 例えば「定型保育」「非定型保育」「随時型保育」という三つくらいの分類でよいのではないか。
- 保育の必要量については、就労時間のみで保育時間を判断するのではなく、利用者の希望も考慮しつつ、子どもの生活の連続性への配慮が必要。
- 6時間程度以内の保育は一時保育で対応している現状があり、別の区分を設けなくても一時保育の拡充で随分可能になる部分がある。
- 短時間の利用が並列的に取り扱われるようになると、職員の安定、継続した雇用が非常に困難になる可能性。
- 0歳児であろうと1歳児であろうと、子どもたちにとって基本的な生活習慣の確立や生活リズムを構築していく意味でも、午前中を中心としたコアな活動部分を外して保護者の希望だけが優先されて時間がずれていくことは、子どもの発達にとって避けなければならない。
- 今般、改正育児介護休業法で、3歳未満の子どもを持っている社員に対する短時間勤務制度が導入されることとなったので、設定時間プラス通勤時間を前提とした短時間設定を考えていくことが必要。
- 開所日数・開所時間については、週6日・1日11時間を基本とすべき。
- 新体系の仕組みの構築に当たっては、基本的事業としての保育（保育に欠ける児童に対する新保育所保育指針に基づ

く保育)と、その他の一時預かり等の子育て支援サービス(働き方等必要に応じて区分内を細分化)との別立ての制度体系とし、必要な保育やサービスの提供が受けられる仕組みが適当。

- 3歳未満児の短時間の区分設定については、新たな区分を設けるのではなく、一時保育や特定保育を更に充実させることが必要。
- 3歳未満の子どもたちは特定の保育者と愛着形成を経て保育を受けているわけで、6時間は若干短く、大体7時間から8時間は必要。また、保護者にとって「短時間」と言われたときによい感じはしないのではないか。「長時間」と「短時間」の表現を変えるべき。
- 3歳未満の子どもへの保育者への愛着形成に6時間が本当に短いかどうか、もう少し議論があろう。

◆ 当該区分の認定は、保護者の働き方等を踏まえながら行うことが適当であるが、その際、できる限り利用者の希望が尊重されることが適当。

- 保護者の就労量だけをもとに必要量をきめるのではなく、市町村が子どもの育ちに必要な保育の質と量を判断する必要。主体である子どもにとっての保育の必要性や、保護者の心身の状態、生活上の課題、就労等の条件から総合的に判断する仕組みが必要。
- 就労時間については変形労働時間制やフレックスタイム制をとっている利用者にも配慮することが求められる。
- 給付上限量の設定は、子どもの生活や友達関係など子どもの視点をも十分に考慮すべき。

◆ 「長時間」か「短時間」かによって、公的な保障額も異なるとともに、利用者負担の額も異なることとなる。

◆ 標準的な利用保障の範囲(第1次報告での「保障上限量」)を超えて保育サービスを利用する場合の支援について、公的な保障の仕方(利用者が負担すべき範囲・程度)は、標準的な保障の範囲の場合とは区別して考えることが適当。

◆ 1週間当たりの標準的な利用保障の範囲としては、例えば、「週3日(又は週4日)以上」と「週2日(又は週3日)以内」とに区分することが考えられ、市町村がその旨の認定を行うこととなる。

○ 3 歳以上の
子どもの場
合

◎ 3 歳以上の子どもについては、子どもの生活の連続性等に対する配慮や、集団保育の性格を強く有すること、幼稚園と共通した幼児教育としての性格を有すること、子どもの大半は認可保育所か幼稚園に毎日通っている現状を勘案すると、例えば、「週3日（又は週4日）以上」と「週2日（又は週3日）以内」のような、1週間当たりの標準的な利用保障の範囲の区分を設けないことが適当。

◎ 1 日当たりの標準的な利用保障の範囲については、保護者が勤務する時間帯によって、子どもの生活の連続性等に配慮された適切な保育が確保されなくならないよう、配慮が必要。

◆ 3 歳以上の子どもについては、子どもの生活の連続性等に対する配慮や、集団保育の性格を強く有すること、幼稚園と共通した幼児教育としての性格を有すること、子どもの大半は認可保育所か幼稚園に毎日通っている現状を勘案すると、例えば、「週3日（又は週4日）以上」と「週2日（又は週3日）以内」のような、1週間当たりの標準的な利用保障の範囲の区分を設けないことが適当ではないか。

◆ 1 日当たりの標準的な利用保障の範囲については、保護者が勤務する時間帯によって、子どもの生活の連続性等に配慮された適切な保育が確保されなくならないよう、配慮が必要ではないか。

○ 就学していく子どもにとって、乳幼児期の生活のリズムが非常に重要。3 歳以上児については連続性を大切にして、時間帯を長く取って、その中で個別の対応をしていくのが良いのではないか。

○ 3 歳未満の子どもの場合は、親との生活、かかわりを見て弾力的に考えることが必要。ただし、3 歳以上の子どもにとっては、就学前教育、集団のプログラムに皆で参加する意味も込めて、より午前中の保育にきちんと参加させるといった区分けがあってもよい。

5 その他の受入れ決定（選考）における論点について

| 項目 | 論点及び意見 |
|-------------------------------|---|
| <p>○ 弟妹の育児休業取得に際しての兄姉の取扱い</p> | <p>◎ <u>兄姉が3歳以上の場合、子どもの生活の連続性等に対する配慮や、集団保育の性格を強く有することを勘案すると、引き続き同じ保育所等の利用ができるようにすべき。</u></p> <p>◎ <u>兄姉が3歳未満であっても、育児休業中の保育利用を1歳6か月まで認めている市町村がある現状を踏まえることが必要。</u></p> <p>◎ <u>弟妹の育児休業期間中に兄姉が一旦保育所等を利用しなくなったとしても、弟妹の育児休業期間終了後、兄弟姉妹が当該保育所等を再利用することを希望する場合、保育所等が優先して受け入れることは、公正な受入れ決定（選考）と言える。</u></p> <p>◆ 兄姉が3歳以上の場合、子どもの生活の連続性等に対する配慮や、集団保育の性格を強く有することを勘案すると、引き続き同じ保育所等の利用ができるようにすべきではないか（兄姉が3歳未満の場合は、すべての子育て家庭に保障される一時預かりの利用も考えられる。）</p> <p>○ 育児休業中の保育所利用を1歳6か月まで認めている市町村もかなりある。（弟妹の育児休業期間中の兄姉は）「保育に欠けないのだから」というのではなく、<u>子ども主体の保育の保障の面からも継続利用が認められるようにすべき。</u></p> <p>◆ 弟妹の育児休業期間中に兄姉が一旦保育所等を利用しなくなったとしても、弟妹の育児休業期間終了後、兄弟姉妹が当該保育所等を再利用することを希望する場合、保育所等が優先して受け入れることは、公正な受入れ決定（選考）と言えるのではないか。</p> |
| <p>○ 障害児について</p> | <p>◎ <u>就学前の障害児支援については、「社会保障審議会障害者部会報告～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～」（平成20年12月16日）において、指摘が行われている。</u></p> |

◎ 障害児の保育所等における受入れを検討するに当たっては、

- ・ ノーマライゼーションの視点から、保護者が就労していなくても、可能な限り保育所等での保育を保障
 - ・ 受入れに当たっての財政支援、職員体制
- についても考慮することが必要。

◆ 就学前の障害児支援については、「社会保障審議会障害者部会報告～障害者自立支援法施行後 3 年の見直しについて～」（平成 20 年 12 月 16 日）において、指摘が行われている。

- ノーマライゼーションの視点から、保護者が就労していない障害を持った子どもたちであったとしても、可能な限り健全な子どもたちと一緒に受け入れられる体制を整えていくことが大事。
- 例えば児童デイサービスなどの障害関係のサービスが全くない地区などでは、保護者が就労していなくても、障害をもった子どもたちの利益という点から、保障していくことが大事。
- 障害児については（受入れ保育所等に対する）財政支援をつくりながら義務にする。義務といっても（保育所等が）断った場合はペナルティを伴うような厳しいものであってもよい。
- 障害児については、財政的な支援とセットで議論していかなければならない。
- 障害児については、集団生活の保障を基本とし具体的には「保育施設、障害児施設等」について個別のケースによって対応できる制度を整備する。
- 障害のある子どもの受入について、専門性のある保育士等の配置等、体制強化と大幅な財源確保等による環境整備が必要。障害児保育について地域格差が生じている現状を踏まえ、特別保育事業の枠組みから行動計画等において市町村に義務化することも検討することが必要。
- 障害児の受入れについて、障害の状態や課題等に応じて個別的な対応を行えるよう保育士等の配置、入所要件・運営費の見直しが必要。子どもの育ちの保障という視点から、障害のある子どもの保護者が就労していなくても、その養育や課題に応じて保育所、子育て支援センター等の利用を可能とするための基準・条件を整理すべき。公的な医療機関等の相談・支援体制のもとに、障害児の保育、保護者に対する相談支援が行えるよう地域での専門的な協働体制を整備することが必要。

6 保育に関する費用保障（給付）の仕組みについて

| 項目 | 論点及び意見 |
|--------------------------|--|
| <p>○ 利用者に対する費用保障（給付）</p> | <p>◎ <u>制度の基本的枠組みは、行政による委託を出発点とするのではなく、当事者同士の公的保育契約を出発点としてサービス利用が行われる仕組みとすることが必要。</u></p> <p>◎ <u>公的保育契約によって例外なく保障された保育の提供が行われることとなるが、それに伴って必要な費用を公的に保障するために、市町村から利用者に利用したサービスの費用保障（給付）が行われることを基本。</u></p> <p>◎ <u>利用者に利用したサービスの費用保障（給付）を検討するに当たっては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現行制度も個人給付であること</u> ・ <u>事業者の指定は行政と事業者の間の公法上の契約であり、現行の市町村から保育所への委託に代わるものであること</u> ・ <u>公立・民間問わないサービスの費用保障の観点からの法定化</u> ・ <u>事業者側の状況を考慮した費用の設定</u> ・ <u>保育が必要な子どもに確実に利用保障するためには、市町村の役割・権限をしっかりと位置付けるべきこと</u> ・ <u>運営費の用途制限は、別途検討すべき課題であること</u> ・ <u>制度改正に伴う保育現場の不安解消</u> <p><u>についても踏まえて検討することが必要。</u></p> <p>◆ <u>制度の基本的枠組みは、行政による委託を出発点とするのではなく、当事者同士の公的保育契約を出発点としてサービス利用が行われる仕組みとすることが必要である。</u></p> <p>○ <u>市町村は例外なく個人に対して利用保障をし、個人が施設で利用したサービスに関する費用を市町村が負担するという点では、バウチャー制度のように用途を制限して個人に補助するのではなくて、利用したサービスに対して市町村</u></p> |

が費用を負担するという一方で、個人に対する直接的な補助とは考え方が違う。

- 新しい制度においては、例外なく利用保障して利用されたサービスに対しては、きちんと負担していくというように、かなり市町村の責任が明確になっている。
- 市町村と認可保育所との保育の委託・受託の関係がなくなって、公的保育契約の中で、市町村と認可保育所との関係がどのような位置付けになるのか、現場の人間は不安に思っている。委託・受託であるからこそ運営委託費が出ており、新たな制度で今のような費用が来ないのではないかという不安がある。
- 現行の児童福祉法第 24 条の規定では保育所は公立で行うことが大前提となっている。例えば、社会福祉法人が行う保育所について規定されておらず、委託・受託がなくなるのであれば、法律の中に位置付けるべき。

◆ 公的保育契約によって例外なく保障された保育の提供が行われることとなるが、それに伴って必要な費用を公的に保障するために、市町村から利用者に費用保障（給付）が行われることを基本とする。

~~○ 児童福祉法第 24 条における市町村の実施責任の意味合い、個人給付となると市町村と保育所の関係が非常に曖昧にならざるを得ない。法律的にどのようにきちんと位置付けられるのか、非常に不安。~~

~~○ 個人給付の考え方は、市場主義によるバウチャー制とは異なるとはいえ、市町村と保育所の関係があいまいになり、適切ではない。児童福祉法第 24 条に明確に位置付けた上で、保育に要する費用については市町村が保育所に直接支払う仕組みが適切。~~

- 法的に言ったときには、現在でも個人給付である。新しい保育の仕組みが、その点で今までと変わるということではない。ただ、どのように保育園との関係を構築するのかという考え方が違うことと、費用保障のあり方が今までのあり方と結果的に同じということになるのか、少し変わるのかという問題である。市町村と保育園との関係が曖昧になるものではない。

(以下の議論に対する意見)

- ・ 障害児や低所得世帯の子どもなど、保育所から敬遠されがちな子どもに対する利用保障の点で市町村の役割が重要であり、新しい仕組みの中では市町村の権限をしっかりとつくるべき。
- ・ 児童福祉法第 24 条における市町村の実施責任の意味合い、個人給付となると市町村と保育所の関係が非常に曖昧

にならざるを得ない。法律的にどのようにきちんと位置付けられるのか、非常に不安。

- ・ 個人給付の考え方は、市場主義によるバウチャー制とは異なるとはいえ、市町村と保育所の関係があいまいになり、適切ではない。児童福祉法第24条に明確に位置付けた上で、保育に要する費用については市町村が保育所に直接支払う仕組みが適切。

~~○ 利用者補助により資金の性格が全く変わってしまい、使途制限がかけられないのではないか。~~

~~○ 費用保障にしてしまうと使途制限をしないという選択肢しか残らない。費用保障にする理由があるのか。~~

- 運営費の使途制限をするか否かは、資金の性格が変わるからどうこうということではなく、どのように適正な事業運営に対しての規制をかけて、適正な保育というものをきちんと提供されるように法的に枠付けをするかという問題であると考えた方がよい。

(以下の議論に対する意見)

- ・ 利用者補助により資金の性格が全く変わってしまい、使途制限がかけられないのではないか。

- 利用者に対する補助の仕組みで、かつ代理受領にするというセットの仕組みにしたとしても、お金の支払い方の問題であり、使途制限とは直結しない。

(以下の議論に対する意見)

- ・ 費用保障にしてしまうと使途制限をしないという選択肢しか残らない。費用保障にする理由があるのか。

~~○ 市町村の公的責任を明確にし、関与を担保するためには保護者・利用者と保育所との公的保育契約だけでなく、市町村と利用者である保護者との契約、市町村と保育所との三者の公的契約制度が不可欠。(再掲)~~

- 現行制度では市町村と利用者との関係は契約ではなく、措置と同じだというのが法律家の共通の理解。今は利用者の申込みを受けて、市町村がどの保育所に入るかを決定し、いわば保育所を特定した保育のサービスの受給資格を認定して、書面を渡している。事務局案で変わるところは、保育のニーズと必要な保育が受けられることを認定して、書面を渡す点だけ。根本的にもものすごく今と変わるということは、必ずしもない。公定価格の設定の仕方をどうするかということが結局、一番のポイント。~~(再掲)~~

(以下の議論に対する意見)

- ・ 市町村の公的責任を明確にし、関与を担保するためには保護者・利用者と保育所との公的保育契約だけでなく、